

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

改正戸籍法が施行されたことにより、令和8年5月26日以降順次、本籍地市区町村において氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されます。本籍地が奥多摩町である方の振り仮名記載は、10月下旬を予定しており、その後住民票等にも記載されます。

10月下旬より前に氏名の振り仮名を住民票などに記載したい場合は、住民課までご相談ください。

※お問い合わせは 住民課 ☎83-2182

戸籍の振り仮名記載に関する詳細は、
法務省ホームページをご参照ください。

2次元コード



戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

マイナンバーカードに関する手続きは予約制です

マイナンバーカードに関する手続き（申請、受取、電子証明書更新など）は住民課で予約制にて行っています。

〔受付時間〕 平日の午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで

* 土曜日、日曜日、祝日は窓口を開設していません。

（夜間または休日窓口開設時を除く）

* 予約をされずに来庁された場合、お手続きができなかったり、
お待ちいただく場合がありますので、ご注意ください。

* 仕事や学校などで平日日中の来庁が難しい場合は、ご相談ください。



限度額適用認定証などの更新について

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日までです。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きを行ってください。限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すると、1か月の医療費の自己負担額が自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。この認定証を医療機関の窓口に表示すると、医療費の自己負担限度額の適用に加え、入院時の食事代の自己負担額も軽減されます。

【申請が必要な方】

- ・ 現在、認定証の交付を受けており、8月以降も利用を希望する方
- ・ 住民税非課税世帯の方で、減額認定証の交付を希望する方
- ・ マイナ保険証をご利用の方で、住民税非課税世帯に該当し、過去12カ月の入院日数が90日を超えるため、入院時食事療養費などのさらなる減額を受ける方

【申請が不要な方】

- ・ マイナ保険証を利用し、医療機関等で限度額情報の提供に同意する方
（ただし、上記の長期入院該当者を除きます。）
- * 申請される方は、住民課で手続きをしてください。

※このページの予約・問い合わせは、住民課 ☎83-2190

《今月の納期 7/31（金）》

固定資産税第2期分・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 各第1期分